



# 金 沢 市 公 報

## 号外第7号

平成19年(2007年)2月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する 条例の一部の施行期日を定める規則 (市民参画課)	1
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1
●告 示	
○住居表示を実施すべき区域について街区符号及 び住居番号を付けたことについて(市民参画課)	2
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織す る区域について)の一部改正について (福祉総務課)	2
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する 法律施行条例第6条第1項の規定による指定区 域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2
○平成4年告示第95号(伝統環境保存区域及び近 代的都市景観創出区域の指定等について)の一	

部改正について (都市計画課)	2
○平成8年告示第70号(広告物活用地区の指定に ついて)の一部改正について ( )	3
○平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定 及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並び に夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区 域の夜間景観形成基準を定めたことについて) の一部改正について ( )	3
●教育委員会告示	
○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学 校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	3
○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学 校生徒通学区域)の一部改正について ( )	3
●公営企業管理規程	
○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供 給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	3

## 規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第2号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成18年条例第58号)第1条の規定中別表第1選挙区の項の改正規定、同条例第2条の規定中別表第2の改正規定、同条例第3条の規定中別表第2の改正規定及び同条例第4条の規定中別表の改正規定(「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に改める部分に限る。)の施行期日は、平成19年3月1日とする。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第3号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第二消防団の表浅野川分団の項中「1番から」を「2番から」に改め、同表松ヶ枝分団の項中「1番から5番までに限る。」を「2番から5番までに限る。」袋町に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

---

 告 示
 

---

## ●金沢市告示第31号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

## 1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
袋 町	尾張町二丁目	480、493、501の5、519～526、528～541、544～547、547の2、548～551、553、556、557の1、557の2、559～562、565の2、594、599～601、601の2、602～605、607、615～624、629～646、653、655の1、655の2、656、666～668、677、682の1、682の2、683の1、683の2、824、825、828～831、835～848、867、871、873～878
	安 江 町	8の1、8の2、12、12の1、13、13の1、14、14の1、15、15の1、50、50の1、51、51の1、52、54、54の1

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

## 2 住居表示を実施すべき期日

平成19年3月1日

## 3 住居表示の方法

街区方式

## 4 街区符号及び住居番号

別冊「袋町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」（登載省略）のとおり

## ●金沢市告示第32号

平成8年告示第54号（民生委員協議会を組織する区域について）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

表松ヶ枝地区の項中「及び下堤町」を「、下堤町及び袋町」に改める。

## ●金沢市告示第33号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

指定区域中「福増町」を「福増町 袋町」に改める。

## ●金沢市告示第34号

平成4年告示第95号（伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

近代的都市景観創出区域の名称及び位置の表3の項中「此花町」の次に「、袋町」を加え、同表8の項中「及び東山3丁目」を「、東山3丁目及び袋町」に改める。

●金沢市告示第35号

平成8年告示第70号（広告物活用地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

表中「及び下松原町」を「、下松原町及び袋町」に改める。

●金沢市告示第36号

平成18年告示第91号（照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市長 山 出 保

照明環境形成地域の名称及び位置の表7の項中「広岡町」の次に「、袋町」を加える。

夜間景観形成区域の名称及び位置の表2の項中「広坂1丁目」の次に「、袋町」を加え、同表3の項中「広坂1丁目」の次に「、袋町」を加える。

## 教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表中央小学校の項中「玉井町」の次に「、袋町」を加える。

●金沢市教育委員会告示第3号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から効力を有するものとします。

平成19年2月28日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表小將町中学校の項中「1番44号」の次に「、袋町」を加える。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年2月28日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に改める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

平成19年(2007年)2月28日 印刷  
平成19年(2007年)2月28日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)